

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年05月29日

埼玉県知事 大野元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県児玉郡神川町大字元原200-22

氏 名 大鵬薬品工業株式会社 埼玉工場

工場長 伊藤 孝浩

電話番号 0495-77-2600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大鵬薬品工業株式会社 埼玉工場
事業場の所在地	埼玉県児玉郡神川町大字元原200-22
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源	→	廃棄物種類 (特別管理産業廃棄物)	→	処分委託
	・製造課 (各工場)		・廃油(有害)		収集運搬業者
	・研究所		・引火性廃油		↓
	・原薬技術課		・引火性廃油(有害)		処分業者
	・品質試験課		・強酸、廃酸(有害)		↓
	など		・強アルカリ		溶融、焼却
			・汚泥(有害)		一部 蒸留再生

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物統括管理責任者（工場長）



特別管理産業廃棄物管理責任者（総務課）



ISO推進委員会（各部署 推進責任者・推進担当者）

廃棄物管理担当（総務課）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和四年度）実績】							単位：ton
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強アルカリ	汚泥（有害）	
①現状	排出量	13.5 t	58.5 t	48.4 t	1.9 t	2.6 t	0.1 t	
(これまでに実施した取組)								
<ul style="list-style-type: none"> ・工程内リサイクルを推進する。 ・発生抑制を考慮した製造方法を検討する。 ・原材料の効率的な利用等により、工程等からの特別管理産業廃棄物の発生を抑制する。 ・有価物となる可能性の廃液に関しては、売却先を検討する。 								
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（有害）	引火性廃油	引火性廃油（有害）	強酸	強アルカリ	汚泥（有害）	
②計画	排出量	19 t	71 t	72 t	5 t	5 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・製造ロット数の増減やキロラボスケールの試験製造の増減により特別管理産業廃棄物の排出量の増減もあるが、これまでに実施した取り組みを推進・拡充する。 ・プラントの稼働状況によって排出量の増加が懸念されるが、廃棄物の発生抑制、及び再生利用を考慮した製造検討、排出方法・分別の徹底をする。 ・有価物となる可能性の廃液に関しては、売却先を検討する。 								

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当工場から排出される特別管理産業廃棄物は、製造工程及び研究実験施設からの廃油（有害）、引火性廃油、引火性廃油（有害）、強酸、強アルカリ、汚泥（有害）等である。製造品目毎および使用溶剤等毎に廃棄物が混合しないよう分別をして、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した廃棄物の排出方法及び分別の徹底をしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した廃棄物の排出方法及び分別の徹底をする。 研究開発部門に於いては、製造法または試験法の検討段階から試薬・溶媒の使用量の削減検討と生産性及び作業性の向上を検討し、廃棄物の発生抑制につなげる。 また、有価物となる可能性のある廃液に関しては、売却先を検討する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 なし
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 なし t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類 なし
	自ら再生利用を行う特 別管理産業廃棄物の量 なし t t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和 年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類 なし
	自ら熱回収を行った特 別管理産業廃棄物の量 なし t t
	自ら中間処理により減量し た特別管理産業廃棄物の量 なし t t
(これまでに実施した取組)	
【目標】	
②計画	特別管理産業 廃棄物の種類 なし
	自ら熱回収を行う特別 管理産業廃棄物の量 なし t t
	自ら中間処理により減量す る特別管理産業廃棄物の量 なし t t
(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業 廃棄物の種類	なし		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		なし t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業 廃棄物の種類	なし		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		なし t	t
	(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	②計画	【目標】									
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(有害)	引火性廃油	引火性廃油(有害)	強酸	強アルカリ				
②計画		全処理委託量	18.8	71.0	71.7	5.0	5.0				
		優良認定処理業者への処理委託量	0.0	56.9	70.4	0.0	0.0				
		再生利用業者への処理委託量	18.8	43.5	0.0	0.0	0.0				
		認定熱回収業者への処理委託量	0.0	14.2	49.7	5.0	5.0				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	13.4	22.0	0.0	0.0				
(今後実施する予定の取組)											
委託した処分場等の現地確認を定期的に実施する。 優良認定処理業者・認定熱回収業者、または再生利用を実施する業者を優先して委託先に選定する。 有価物となる可能性のある廃液に関しては、売却先を検討する。											
		【前年度（令和四年度）実績】									
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			124.8 t						
		(今後実施する予定の取組等)									
2018年03月末より、すべての廃棄物処理委託に関して、電子マニフェストにより運用中。											
※事務処理欄											

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。